

10月から 幼児教育・保育の無償化がスタートします

- 無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注1) 認可外保育施設は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。認可保育所や認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

(注3) 認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。

- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは、月額3万7000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4万2000円までの利用料が無償化の対象となります。

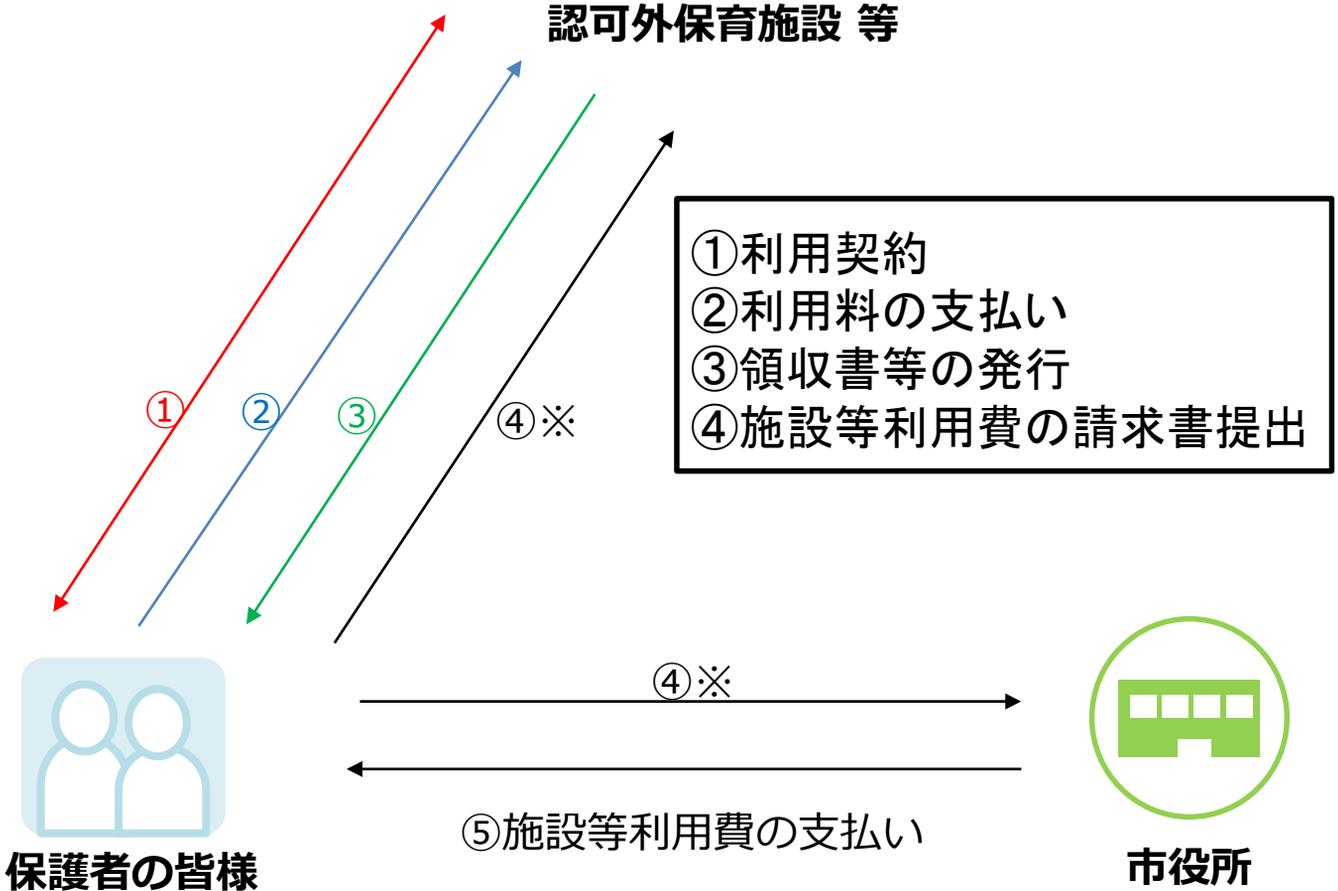
(注) 大和郡山市所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、大和郡山市内の施設を利用される方は直接施設へ、市外の施設を利用される方は市役所こども福祉課に提出することが必要です。

- 都道府県等に届出をした認可外保育施設が対象です。

[基本的な手続きのイメージ]



認可外保育施設 等



※④は、市内の施設をご利用の方は施設へ、市外の施設をご利用の方は市役所こども福祉課に提出してください。

◎ 支払い方法は、利用者が利用料を一旦負担し、その後自治体に申請することで払い戻しを受ける償還払いとなります。なお、支払時期についてはおおむね3ヶ月に1度となります。

○ 3歳児から5歳児クラスまでのお子様は月額3万7000円まで、0歳児から2歳児までの非課税世帯のお子様は月額4万2000円までが上限となります。

○ 保育の必要性の認定を受けていない場合、事前に、市役所に申請が必要です。

○ 無償化の対象は保育料です。食材料費、行事費、教材費などは、これまでどおり保護者の負担となります。ご注意ください。